

新型コロナウイルス感染症等の感染状況等について

1 要旨・目的

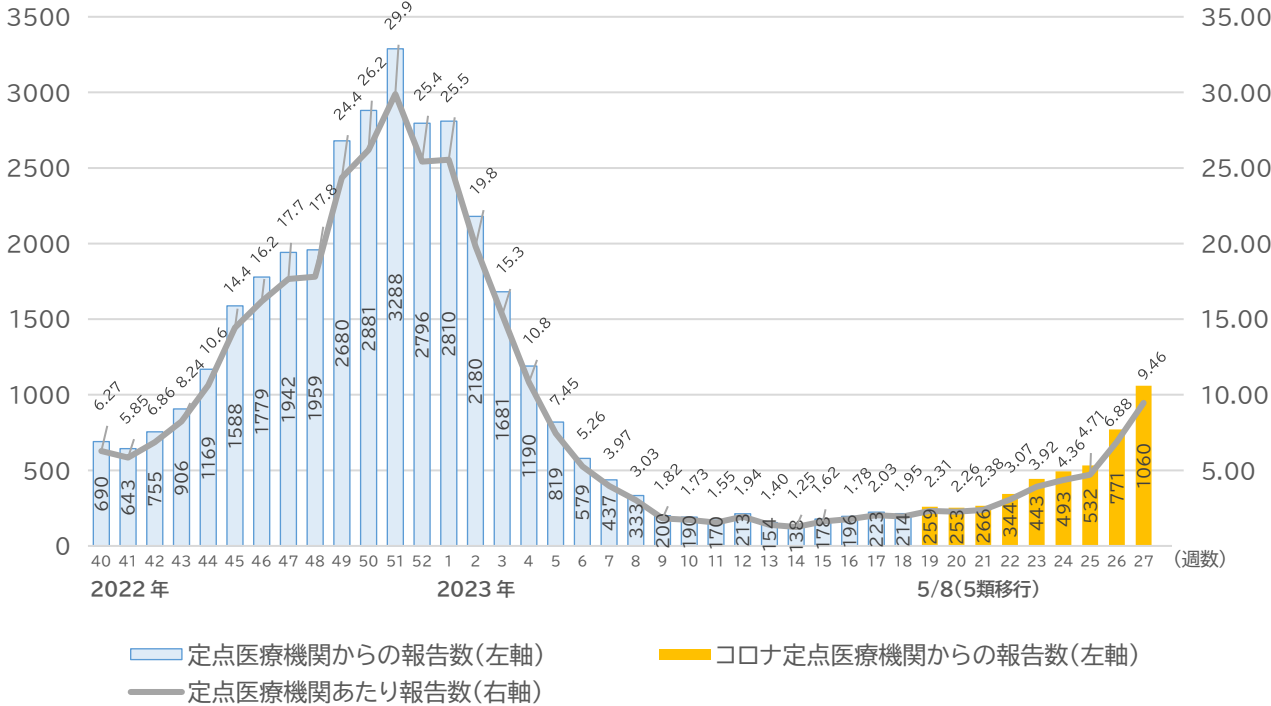
令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが5類感染症に変更された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況及び医療体制について報告する。

2 現状・背景

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の患者発生届は、全数届から定点報告に切り替わっている。

直近の報告数は、2023年第27週（7月3日～7月9日）の定点当たり患者報告数が9.46人となり、第26週（6.88）と比べて増加している。

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況（定点当たり）】



※ 2022年第40週（10/3～10/9）から2023年第18週（5/1～5/7）までは、過去のHER-SYSデータからインフルエンザ定点医療機関（110か所）の報告数を抽出し、仮定の定点報告数として掲載。

2023年第19週（5/8～5/14）以降は、新型コロナウイルス感染症の定点医療機関（第19～22週：112か所、第23～25週：113か所、第26週以降：112か所）の報告数。

3 概要（医療体制）

(1) 対象者

全ての県民

(2) 実施内容

幅広い医療機関による通常の対応に移行することとして、かかりつけ医や「外来対応医療機関」での受診体制や必要な方が入院できる医療体制等を確保していく。

ア 外来医療体制

新型コロナウイルス感染症の外来対応医療機関を指定し、県ホームページで公表している。（7月13日現在：1,460 か所公表）

イ 入院医療体制

幅広い医療機関での入院対応に段階的に移行していくため、受入医療機関の入院病床を一定程度確保しつつ、6月からの入院調整は、原則、消防機関や医療機関の連携により実施している。9月までの移行期間中、消防機関や医療機関による調整が難しい場合には、県の受入調整本部による相談支援を行っていく。

[受入医療機関の確保病床数・入院患者数] (7月12日現在)

確保病床数	入院患者数	確保病床使用率	(参考) 第8波最大確保数
603 床	84 人	13.9%	930 床

ウ 高齢者施設等に対する支援

重症化リスクの高い高齢者等を感染から守るため、引き続き、高齢者施設や障害者施設の従事者等に対して頻回検査（月8回）を実施している。

また、施設入所者が感染した場合に早期治療を開始できるよう、連携する医療機関による治療・投薬方針の策定等を進めるとともに、県が募集した「往診可能医療機関」（7月13日現在：126 か所）により医療支援を行う体制を整備している。

エ 罹患後症状（いわゆる後遺症）の診療体制

せき・倦怠感・味覚障害などの症状が慢性化したり、新たに出現したりする方が、かかりつけ医や身近な医療機関に受診・相談できるよう、罹患後症状（いわゆる後遺症）の診療に対応する医療機関を県のホームページで公表している（7月13日現在：120 か所）。また、更に専門的な診療が必要であると判断された方には、県内の後遺症連携病院（23 か所）につなぎ、後遺症の専門医療を提供する体制を整えている。

(3) スケジュール

—

(4) 予算	(累計額)	(R 5年度現計予算額)
新型コロナウイルス感染症対策	627,341 百万円	80,492 百万円
うち関係分 感染拡大防止対策	190,379 百万円	12,305 百万円
医療提供体制の確保	213,429 百万円	35,769 百万円